なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑷　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、地方整備局等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　本店所在地及び提出場所

［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９―15（電話022―225―2171））

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎二号館（電話048―601―3151））

⑶　新潟県、富山県、石川県及び長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。）　北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１―１―１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6647））

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。）　中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２―５―１名古屋合同庁舎第二号館（電話052―953―8138））

⑸　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第一号館（電話06―6942―1141））

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231））

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061））

⑻　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―471―6331））

競争参加者の資格に関する公示

平成24年度を有効とする国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）の所掌する建設工事又は測量等（測量、建設工事に係るコンサルタント、地質調査及び航空測量をいう。以下同じ。）についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成 24 年３月 30 日

北海道開発局長　高松　　泰

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事区分及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事区分は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事区分に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に掲げる建設工事の種類である。）。

①　一般土木（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事）

②　建築（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、屋根工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、消防施設工事）

③　舗装（ほ装工事）

④　鋼橋上部（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事）

⑤　ＰＳコンクリート（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）

⑥　しゅんせつ（しゅんせつ工事）

⑦　機械装置（機械器具設置工事、鋼構造物工事）

⑧　管（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）

⑨　電気（電気工事、電気通信工事、鋼構造物工事、消防施設工事）

⑩　塗装（塗装工事）

⑪　造園（造園工事）

⑫　防水加工（防水工事）

⑬　さく井（さく井工事）

⑭　グラウト（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）

⑮　維持（土木一式工事、ほ装工事、電気工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、防水工事、機械器具設置工事、塗装工事）

⑯　その他

（測量等）

測量等の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　測量

②　土木関係コンサルタント

③　建築関係コンサルタント

④　補償関係コンサルタント

⑤　地質調査

⑥　航空測量

２　申請の時期及び場所

申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、代表者。以下同じ。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に掲げる提出場所（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、別記の⑾）において、随時（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）、申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合においては、建設工事についての一般競争入札方式に係る競争参加資格確認申請書又は測量等についての公募型プロポーザル方式若しくは公募型競争入札方式に係る参加表明書を提出したときに限り、別記の⑾においても申請を受け付ける。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（経常建設共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により各１部を提出すること。

（建設工事）

①　営業所一覧表

②　業態調書

③　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３）